3
(一) 一般電気事業者の供給約款の変更の届出
一般電気事業者は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、料金その他の供給条件を変更することができるものとすることとした。（第一九条関係）
(二) 一般電気事業者は、変更する旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、届出受理から三〇日の待機期間を経過した後でなければ当該変更は効力を生じないものとすることとした。（第一九条関係）
(三) 経済産業大臣は、届出に係る供給約款が要件に適合していると認めるときは、待機期間を短縮することができるものとし、届出に係る供給約款が要件に適合していないと認めるときは、届出に係る供給約款の変更を命ずることができるものとすることとした。（第一九条関係）

4
特定入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更の届出
(一) 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、供給条件を変更することができるものとすることとした。（第二二条関係）
(二) 一般電気事業者等は、変更する旨及びその変更後の供給条件を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、届出受理から二〇日の待機期間を経過した後でなければ当該変更は効力を生じないものとすることとした。（第二二条関係）
(三) 経済産業大臣は、届出に係る供給条件が要件に適合していると認めるときは、待機期間を短縮することができるものとし、届出に係る供給条件が要件に適合していないと認めるときは、届出に係る供給条件の変更を命ずることができるものとすることとした。（第二二条関係）

5
送配電等業務支援機関の業務の範囲の拡大
送配電等業務支援機関が行う指導、苦情の処理等の対象者を電気供給事業者に拡大し、その業務に紛争の解決を追加することとした。（第九四条関係）

6
罰則
変更命令又は中止命令への違反について罰則を定めることとした。（第一一八条関係）

二　ガス事業法の一部改正関係

1
(一) 一般ガス事業者の供給約款の変更の届出
一般ガス事業者は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、ガスの料金その他の供給条件を変更することができるものとすることとした。（第一七条関係）
(二) 一般ガス事業者は、変更する旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、届出受理から三〇日の待機期間を経過した後でなければ当該変更は効力を生じないものとすることとした。（第一七条関係）
(三) 経済産業大臣は、届出に係る供給約款が要件に適合していると認めるときは、待機期間を短縮することができるものとし、届出に係る供給約款が要件に適合していないと認めるときは、届出に係る供給約款の変更を命ずることができるものとすることとした。（第一七条関係）

2
簡易ガス事業者の供給約款の変更の届出
簡易ガス事業者の供給約款について、一般ガス事業者と同様の措置を講ずるものとすることとした。（第三七条の七関係）

3
罰則
変更命令への違反について罰則を定めることとした。（第五七条関係）

三
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（法律第一一〇号）（環境省）

1
総則
(一) この法律は、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二) 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、必要な措置を講ずることとした。（第三条関係）
(三) 地方公共団体は、国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすこととした。（第四条関係）
(四) 関係原子力事業者は、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないこととした。（第五条関係）

2
基本方針
環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針について、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第七条関係）

3
監視及び測定の実施
国及び地方公共団体は、監視及び測定を実施し、その結果を公表することとした。（第八条関係）

4
事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
(一) 関係原子力事業者は、事業所内の廃棄物の処理等及び事業所外に飛散した廃棄物の処理を実施することとしたほか、この法律に基づく措置のために専門的知識等を有する者の派遣等の措置を講じなければならないこととした。（第九条及び第一〇条関係）
(二) 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理
(1) 環境大臣は、国がその地域内にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域を汚染廃棄物対策地域として指定することができ、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（以下「対策地域内廃棄物」という。）の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないこととした。（第一一条及び第一三条関係）
(2) 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の処理をしなければならないこととした。（第一五条関係）
(3) 一定の要件に該当する公共下水道、廃棄物焼却施設等の管理者等は、施設等から生ずる廃棄物の汚染状況を調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととした。（第一六条関係）
(4) 環境大臣は、(3)の調査の結果、汚染状態が基準に適合しない廃棄物を指定することとした。（第一七条関係）
(5) 廃棄物の汚染状態が基準に適合しないと思料する者は、環境大臣に対し、(4)の規定による指定を申請することができることとした。（第一八条関係）
(6) 国は、(4)の指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の処理をしなければならないこととした。（第一九条関係）
(7) 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の処理を行う者は、基準に従い処理を行わなければならないこととした。（第二〇条関係）
(8) 事故由来放射性物質によって汚染された物（特定廃棄物等は除く。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「廃棄物処理法」という。）を適用することとした。（第二一条関係）
(9) (8)の規定により廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがあるものの処理を行う者は、廃棄物処理法で定める基準のほか、特別の基準に従い処理を行わなければならないこととした。（第二三条関係）
(10) 一定の廃棄物処理施設の設置者は、当分の間、廃棄物処理法で定める基準のほか、特別の基準に従い維持管理をしなければならないこととした。（第二四条関係）